

第 24 回あきたエコフェス～ゼロカーボンと 3 R で変わる未来～
企画運営業務企画提案審査基準

1. 趣旨

この基準は、第 24 回あきたエコフェス～ゼロカーボンと 3 R で変わる未来～企画運営業務委託事業者選定に係る企画提案を公正かつ適正に審査するために必要な事項について定めるものとする。

2. 審査方法等

- (1) 選定における審査は、提出された企画提案書を基に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施することにより行う。
- (2) 審査項目及び配分点は次の表のとおりとし、審査票は別紙のとおりとする。
- (3) 各委員の評価点数をとりまとめ、総合評価点数を算出する。

総合評価点数は、各委員の評価点数を合計した点数から、最高評価点数と最低評価点数となった 2 委員の評価点数を除外した点数とする。

ただし、最高評価点数と最低評価点数の委員数が各 2 名以上となった場合は、各 1 名の評価点数を除外することとする。

- (4) 総合評価点数に基づき選定順位を決定する。ただし、総合評価点数で同順位となる者が複数ある場合には、選定委員会の協議に基づき、委員長が順位を決定する。

○審査項目及び配分点（ ・ ・ の評価基準については（別紙 1）を参照）

審査項目	配分点
企画提案書の内容の的確性	10 点
業務を履行する能力・体制	10 点
集客力のあるイベント内容・広報	50 点
出展・協賛企業・団体への対応	10 点
費用・便益効果	5 点
「環境配慮」に係る取組	5 点
賃金水準の向上	5 点
女性の活躍推進	5 点

3. 企画提案書提出者が 1 者である場合の取り扱い

上記 2 と同様に審査を行い、委員毎の評価や意見をもとに、業務遂行能力の有無を判断する。

(別紙 1)

「環境配慮」、「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	審査基準				配点			
	大区分		小区分					
環境配慮	I S O 1 4 0 0 1登録 1		-		5			
	エコアクション21登録 2		-		5			
	あきたゼロカーボンアクション宣言登録		-		3			
	秋田県SDGsパートナー登録		-		3			
賃金水準 の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の 対前年増加率 3		1.50%以上		3			
			2.00%以上		4			
			3.00%以上		5			
女性の 活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出		従業員数 100人以下の企業	女活法 5	各 0.25	最大 0.5		
				次世代法 5				
	えるぼしチャレンジ企業認定 4				1	最大 3		
	法令に基づく認定		女活法 5	えるぼし	1.5			
				プラチナえるぼし	2			
			次世代法 5	くるみん	1.5			
				プラチナくるみん	2			
	若者雇用 促進法 5		ユースエール		0.5			
							女性の活躍推進企業表彰	
							子ども・子育て支援知事表彰	
秋田県知事表彰の受賞		男女共同参画社会づくり表彰		各 0.5	最大 1			

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

- 国際標準化機構が定める環境マネジメントシステムに関する国際規格
- 環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度
- 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。
- 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。
- 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）